

院政々権史論

酒巻, 正三郎 / Sakamaki, Shozaburo

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

9

(開始ページ / Start Page)

81

(終了ページ / End Page)

95

(発行年 / Year)

1957-01-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011828>

院政々々権史論

序論

建久元年源頼朝が始めて上洛した時、摂政九条兼実に対して、

「当時法皇、執天下政治、……天子如春宮也、……」⁽¹⁾と語った言葉は、院政時代に於ける天皇の地位を端的に表現し、院政の本質が何であるかを明示している。院政は始め摂関政治を打破して天皇親政を返す一時の方便として行われたものであったが、經驗を重ねて行く中に天皇は上皇と云う名で自由に親政々治が行え律令官制の形だけは其のまゝ保存され、旧官僚達にも或程度の満足を与えて置く事が出来ると云った工合で、それが一番よい制度である事が発見され永続する様になつたものである。即ち院政と云うのは、上皇と呼ばれる天皇、天皇と呼ばれる皇太子、皇太子と呼ばれる次位皇太子があつて、院政と呼ばれる天皇親政を行つたのである、と理解すれば其の本質に近いものと思はれる⁽²⁾。

院政は又家父長制の頂点に立つ上皇の政治であるから律令政治と比して、若干の私的要素を含む。これは土地制度が律令制に於ては国有制であるに對し、院政に於ては莊園制と云う私有制に基

酒卷正三郎

づいている事に因る。家族制度の下では家父長権は強いので、院政下にあつては、「太上天皇無別正帝、斥御下文豈異詔勅哉」⁽³⁾と云う有様で、院宣は詔勅と全く同格で、後には其の上に位する様になつた。承久の乱後、嘗て皇位に即かれた事の無い後高倉院の院政が行はれたのは、家父長権の強大を示す好個の事例である。

院政は天皇から見れば其の主権の制約であり、主権そのものゝ分裂であつたから、最初には天皇との衝突もあつたが、武家階級の擡頭に伴い、律令的古代勢力は院により統合せられ、院は古代勢力の代表的存在となつた。院政は古代末期から中世の前半にかけて行はれたが四期に区分される。その第一期院政は白河鳥羽院政は広義天皇制政権の黄金時代であつたと思はれるし、第二期は後白河、後鳥羽院政と併せて、皇室の經濟的基礎の確立期でもあつた。即ち戦国乱世に及んでも一応皇室が其の權威を失墜する事無く経過し得た⁽⁴⁾。經濟的基礎の確立期であつた。第三期は後高倉―後宇多院政は未だ政権としての存在価値も有したが、第四期は江戶院政は全くの名称のみの存在であつた。

院政一覽表

政院第二期 57年9月		政院第一期 70年5月		別										
後高倉院	後白河上皇 三十四年	後鳥羽上皇 二十三年九月	白河上皇 四十三年一月	鳥羽上皇 二十七年四月										
御堀河	仲恭	順德	土御門	後鳥羽	安徳	高倉	六条	二条	後白河	近衛	崇徳	崇徳	鳥羽	堀河
承久三、八一貞徳二、五	承久三、四一承久三、八	承元四、十一一承久三、四	建久九、正一承元四、十一	寿永二、八一建久三、三	治承四、二一寿永二、七	仁安六、二一治承四、二	永万元、六一仁安三、二	保元三、八一永万元、三	久寿二、七一保元元、七	永治元、十二一久寿二、七	大治四、七一永治元、十二	保安四、正一六治四、七	嘉永二、七一保安四、正	応徳三、十一一嘉永二、七
一年十一月	四月	十年六月	十二年十一月	八年九月	三年六月	十二年一月	二年九月	六年十一月	一年一月	十三年八月	十二年七月	六年八月	十五年八月	二十年九月
二十二年八月	一月 承久の乱(五月)			五年十月 源平争乱				平治の乱(十二月)	一年一月 保元の乱(七月)					切れ目、其他

第四期院政 126年8月				第三期院政 67年5月												
光格 上皇	靈元 上皇	後水尾 上皇		後陽成 上皇	後宇多 上皇	後伏見 上皇	伏見 上皇	後宇多 上皇	伏見 上皇	後深草 上皇	龜山 上皇	後嵯峨 上皇				
仁孝	中御門	東山	靈元	後西	後光明	明正	後水尾	後醍醐	花園	花園	後二条	後伏見	伏見	後宇多	龜山	後深草
文化十四、三、十一 天保十一、十一	宝永六、六一享保十七、八	貞享四、三一宝永六、六	寛文三、正一延宝八、八	承德三、十一一寛文三、正	寛永二十、十一一承德三、九	寛永六、十一一寛永二十、十	慶長十六、三一元和三、八	文保二、二一元享元、十二	正和二、十一文保二、二	徳治三、八一正和二、十	正安三、正一徳治三、八	永仁六、七一正安三、正	弘安十、十一正応三、三	文永十一正、一弘安十、十	正元元、十一一文永九、二	寛元四、正一正元元、十一
二十三年十月	二十三年三月	二十二年四月	十七年八月	八年三月	十一年	十四年	六年四月	三年十一月	四年五月	五年四月	七年八月	二年七月	二年六月	十二年十月	十二年四月	十二年十一月
				十二年三月	二八九年三月								一年十一月	八年四月	元寇(文永十一年弘安四年)	

第一章 院政々権成立の前提

院政は太上天皇の行はれた政治であり、摂関政治と同じく律令制の変態政治であり、この成立には次の様な理由が考えられる。

(一) 土地制度の国有制Ⅱ律令制と私有制Ⅱ荘園制の問題

(二) 律令制国家に於ける人民の課税負担過重の問題

(三) 律令制に於ける天皇親政思想と非親政との関係問題

この様な理由によって発生した院政は、一つには鎌倉幕府の半古代的性格と、又院側に於ける武家階級に対する自存の為の団結の必要とによって長期間継続する様になって行ったのである。

第一節 土地国有制の崩壊と荘園の発生

律令制は、一口に云えば皇室Ⅱ天皇を中心とする強度の中央集権的官僚的国家機構⁽⁵⁾であると云える。律令制は早く大化の改新によって方向づけられ、約半世紀を経た大宝年間に及んで完成を見。其の支柱は世に公地公民と云はれる所の土地国有制と公民制とであった。其の仕組は六年一班の班田収授法及び其れに伴う租・庸・調・雜徭の収公にあった。そして租は比較的軽いものであったが、庸・調・雜徭に於ける徭役労働性の強い収取体制⁽⁶⁾は、律令制をして土地よりも労働力に重きを置いた人身の国家的直接所有支配の体制を思はしめる。然も其の土地国有制も旧勢力の抵抗により徹底的に実現されたわけでは無く、猶寺院や神社には依然として広大な土地所有を認めており⁽⁷⁾、純粹なものでなく、人口の増加、生産力の低さ、過重なる負担体系、天災地変、事務

の繁雜、官僚の私慾等によって次第に崩れ、慶雲三年には早くも国庫の危機⁽⁸⁾が現はれるに至り、養老六年には公民の徭役労働による良田百万町歩の開墾⁽⁹⁾が国家の手によって行はれ、翌年には三世一身法の発布⁽¹⁰⁾を見、ついで天平十五年即ち律令制の最盛期と云はれる時に於て、墾田永世私財法の施行⁽¹¹⁾せられるに至った。これは即ち土地国有の原則の全く放棄せられた事を示すものであり、同時に土地私有即ち初期荘園の発達成長を是認するものであった。かくして漸次大土地所有者の発生を見、班田農民は貴族・豪族・社寺等の犠牲者として愈々重課にあえぐのである。

第二節 班田農民の負担

律令制は其の前代の皇族・貴族又は諸豪族が私的に所有していた屯倉・田莊・部民などを廢し、これを公民・公地としたので、即ち貴族・豪族層による収取体制を私的から集团的、共同的所有に代えたもので、或意味では強制力を強化した収取体系を法律の名に於て確立したものと云える。然も其の人身の直接所有の支配体制は、負担を甚しくして班田農民は到底是に耐え得なかつた。例えば役満ちて帰郷の時の有様はと云うに、「諸国役民、還郷之日、食糧絶乏、多饑道路、転填溝壑、其類不少」⁽¹²⁾と云った状況で、又「頃聞、至于三冬間、市辺多餓人、尋問其由、皆云、諸国調脚不得還郷、或因病憂苦、或無粮飢寒」⁽¹³⁾と云う悲惨なる状態であった。この様な有様を経て遂には相当部分の班田農民は、家の生活までが破綻して「逃亡」⁽¹⁴⁾以外に方法が無くなつてしまつた。そして其の結果は治田の増加、荒撫地の発生、班田農民の階

層分化の促進名主的なる農民の發生、貴族・社寺・豪族等による大土地所有の展開へと限り無く發展して行く様になったのである。延喜・天曆時代以降になると直接的労働力の取卸体制は農民の生長によって変貌を來し、土地の生産物を取取る様な体制へと移行する様になり、こゝに不輸入⁽¹⁵⁾の特権を持つ荘園は俄かに拡大し名主層による寄進地系荘園の大發生を見るに至る。

第三節 天皇親政と執政々治

律令制は天皇を頂点とする国家機構であつて親政は其の原則であるが、史上大体に於ては弛やかなる親政⁽¹⁶⁾が行はれ、所謂執政に事を委して単に諸政をキコシメサレルだけの形態が多かつた。其の様な場合、人民層からみる場合に於ては現実に政治の局に當る者が最高権力者と見えるのは当然であり、何等かの必要によつて自己の保護者として依頼する場合に於ては、其の最高権力者と見える者に依存する事が最も有利且つ安全であると思惟するのは当然と云えよう。例えば課役負担を免れる為に自己の土地を名目上寄進する様な場合特に然りである。此の様な事情の中から撰閣政治は芽生えたが、院政も亦同様な経過を辿つた。即ち撰閣家よりも強力な権力者が存在する事を示す⁽¹⁷⁾事によつて、天下の人心を院へ集中させる様になったのである。院政は律令制に忠実なる意味での天皇親政に伴う自然の結果であつたが、土地私有制を基盤とする政權であつた為に、変態的形態を紹來する結果となつた。即ち院政は土地私有制の上に立つ天皇親政の実現方式であつたのである。云いかえれば、思想的には律令制的天皇親政の思想

が、經濟的には反律令制的方法で實現されるやり方として、院政が律令制にとられない院庁と云う令外の機関によつて行はれる様になったのである。そして院政は、撰閣政治が天皇の母系集團⁽¹⁸⁾に支えられたのに対し、父系集團⁽¹⁹⁾の上に成立したものであり、両者共に朝廷と別個の場所に於て行はれた政治であつた。に於ては幕府の出現を暗示するものであつた。かくして、院政々權は第一期より第三期までは、特に天皇親政實現の爲の方便手段として存続したものと考えられるのであつて、荘園の獲得及維持への努力が其の中心課題と考えられ、後三条天皇による記録所⁽²⁰⁾の設置も亦其の例に洩れなかつたのである。

第四節 撰閣政治と藤原氏の荘園政策

藤原氏は律令制定の功業及歴代人物の輩出した事によつて、重代国家の高官・高職に補せられ、それに伴う經濟的地盤⁽²¹⁾を獲得し、皇室との血縁關係を確立して遂に太政大臣の具体的職掌として出発した撰閣職を独占して官職の任免權を掌握し、茲に其の執政々治を展開したが、其の結果班田農民の中から成長して來た名主層は、過重なる課役の負担から免れる為に、其の荘官職を保有して争つて其の荘園を藤原氏に寄進する様になった。かくて始めは職分田・位田・職封・位封・功封・季録・馬料・月料等の律令制的収入を經濟的地盤としていた藤原氏は茲に大土地所有者としての反律令的地盤をも獲得するに至つた。然しこれが藤原氏の荘園政策を其のまゝ規制するもので、令外の官とは云え律令制的存在である藤原氏としては、荘園の拡大に無条件に賛成し難かつ

た。即ち律令制維持の為に屢々荘園整理令⁽²²⁾を出さざるを得なかつた所以である。それが前述の理由によって皮肉にも最高権力者即ち荘園整理の実施者たる藤原氏への荘園寄進の集中を招いた。

第二章 後三条天皇の親政

摂関政治を樹立した条件は其のまゝ同政權を没落せしめる条件となつて茲に政局は大きく廻転する様になつた。即ち藤原氏に皇子出生の事絶えて外戚の地位が失はれた事が其の一であつた。後三条天皇はかくして藤原氏を外戚とせずして即位せられ、茲に強力なる親政を展開せられるに至つた。当時荘園は、「抑々我朝者偏依荘園滅亡者也」⁽²⁴⁾と云はれる有様であつたから、天皇は荘園を停廢する事が律令制を振作する所以であると覺られたのであるが、実行の到底不可能なるを察して荘園には荘園を以て對抗する以外に親政実現の方途は無いと考へられる様になり、日本一の大土地所有者たる藤原氏を押えて天皇親政の実をあげる為には自らが大地所有者たる豪族になると云う政策を取らざるを得ず、茲に其の荘園整理令⁽²⁵⁾を下すに至つた。記録荘園券契所はかくして設置せられたが、其の目的とする所は藤原氏を筆頭としての権門・寺社・豪族等の荘園を可及的最大限度に整理すると共に、皇室の經濟的基礎を再建しようとするものであつたのである。此の荘園整理の強行⁽²⁶⁾は果然天下の荘園寄進者層に重大なる心理的影響を与え、特に藤原氏の圧迫下に志をのべ得なかつた中小貴族層や地方受領層をして其の政策を支持せしめるに至らしめた。

天皇は在位僅に四年八箇月を以て讓位せられたが、それは天皇

の地位にあつて既成機構を利用して所期の目的を達するには相當の支障の有すべきを感得された結果であつて、それはやがて院政開始の問題と重要な關係を持つものである。⁽²⁷⁾即ち院政の出現は後三条天皇の意企に基ついたものと考えられる。

第三章 第一期院政と院近臣

白河・鳥羽院政を第一期とするが、此の期間は摂関政治に対する院政が勝利を得て行く過程である。堀河天皇の御在世中の前半即ち関白師通の在世中に於ては、未だ朝廷の發言力も相當強かつた⁽²⁸⁾が、師通の薨後、摂関の任免權も上皇の手に収められる様になり、院の專制支配体制は確立する様になつた。其の結果は藤原忠実や頼道の様な名門の貴族でも其の權勢の隆替は一に院の信任寵愛の如何にかゝり⁽²⁹⁾院政主の交替によって權勢家の間に遇不遇の地位の転倒する者が多くなつた。即ち院は院近臣の附屬物⁽³⁰⁾ではなく実には其の主体であつたのである。院近臣には、(一)上皇との關係を別にしても猶傳統的な社会的政治的地位を保持して居る所の摂関家以外の上層貴族層と、(二)上皇の信任寵愛を唯一の支柱とする者との二種が有り、普通には院の手足となつた中・下級層貴族が院近臣と呼ばれている。そして其の性格には事務に練達した実務家系統と經濟的に奉仕した受領層系統が有つた。特に受領層の最も必要であつた事は国守の地位の保持であり、其の為に藤原時代に於ては其の任免の實權を握る摂関家に、院政下に於ては同様院に追從奉仕しなければならなかつた。結果的には国守の地位は院近臣層の手に占有される様になり國はあげて受領層の荘園

と化し去つたのである。即ち、「受領ノツトメタヘガタジ」(31)等云うのは表面の理由であつて受領層は莊園化した国衙領の拡大の爲に後三条天皇の莊園整理令に協力したのである。

第四章 院庁の組織と武士階級

院に奉仕する官僚は総て院司と称されたが其の長官に当る者は院別当であり、其の員数の多少は院の勢力の如何にかゝり不同であつた。其他院庁には執事別当・年預・判官代・主典代等があつた。院庁とは別に院藏人所・召次所・別納所・進物所・御厨子所・仕所・文殿等の官職もあつた。院別当には諸大夫(32)と卑称されていた中下級貴族出身の院近臣が摂関家を始めとする上級貴族と共に補せられて居り、判官代には中流以下の貴族が補せられていた。然し判官代は吏途の出発点として任ぜられる例が多く其等は多く若年(33)にして此職に補せられた。又受領層としての近臣層は院の側近に奉仕する爲に遠国に赴任出来ず、畿内先進地域即ち熱国、大國(34)に任ぜられて経済的奉仕を行つゝ其の身を院の専制下に守つていた。院は又院近臣層を在来の朝廷政府機構の中に配置して其の機構をも掌中に収めたが、例えば内藏頭は殆んど院に近侍した受領によつて占められ、修理大夫の如きも亦其の例に洩れなかつた。院と内裏とを結ぶ重要な地位にあつた藏人頭には上級貴族が任命されたが、院の信任寵愛の無い者は上級貴族であつても補せられず、逆に中流貴族層も院の換扱(35)によつては多くの藏人頭然も弁官を兼ねた所謂頭弁を輩出させ得たのである。次に北面の武士及西面武士についてあるが、其等は既に実力

を有して来ているが未だ武家と云う階級意識が無く貴族の従僕として其の願使に甘んじていた古代的武士団をして、中世的な武家階級へと發展せしめた拠点となつた点に於て重要な意義を有するのである。即ち院政々権の武力的な方便として設置された機関である北面武士及西面武士は、個々の武士団を中央に於て統合し階級の自覚をおこす根元を培つたのであり、やがて其の結果逆に院政々権が圧迫逼塞せられる様になつて行く。然も其等武士団の内、源氏は義家を除いては摂関家との關係に於て其の地位を上昇させて来たので、摂関家の没落と共に衰へ、平氏が先づ其の階級的武力を率いて中央政界に雄飛する様になるのである。

第五章 第二期院政と平氏政權及源氏政權

第一節 第二期院政と六波羅平氏政權

第二期院政々権は平氏及源氏の政權に対立する二重政權たる所に其の特色があるが、先づ六波羅に樹立された平氏政權は保元の乱を其の近因とした。此の乱の結果院庁と朝廷とが合体して後白河天皇の親政となり、ついで院政に移行したのであるが、保元の乱後弘仁以来絶えていた死罪が実施された事は武家時代の到来を思はせる。平氏政權は形式的には武家によつて樹立された政權であつたが、其の実は院の庇護(36)のもとに成長し結実したものであつた。従つて其の基盤をなすものは、中央地方を通じての律令機構の實際的把握と知行國・莊園の大量占取(37)であつて、此の二点は外ならぬ院政々権の政治的經濟的基盤であり、更には摂関政治

とも一脈相通するものであった。日宋貿易などは封建主義とはむしろ縁のない事象であり、此の様な意味から平氏政権は武家によって樹立された政権ではあっても、実質的には古代的・貴族的政権であった。さればこそ後白河院との正面衝突⁽³⁸⁾を来して或は悪党⁽³⁹⁾と云はれ国司に乖く者⁽⁴⁰⁾と云はれる地方搔乱の中に源氏の一撃を受けて、院の操縦策の中に没し去った。

以仁王の令旨と云う古代国家の余裔による依頼を以て其の挙兵を正当化した源氏は、関東の豪族・領主層を軍事的に組織し得て武家政権を開く端緒をつかんだが、かゝる豪族層をつかんだ事は、其の末端機構の存在を肯定した半古代的性格を得た事となり、同時に豪族にとっては其の相互間の対立と階級的連合の必要との為階級を超越した貴族出身の頼朝を頭首に選ばざるを得ない結果となった。頼朝が独裁的権力を振り又院の庇護を蒙りながら漸進した封建色は是等半古代的な性格の自然の姿であり。頼朝は平氏及義仲との鼎立を利用し、其の間院に蜜奏⁽⁴¹⁾して巧に進出し院をして東山・東海両道に対する事実的支配権を政治的に認めさせる結果を得て、勞せずして東国行政権とも云うべきもの⁽⁴²⁾を其の手中に収めた。此の様に源氏は律令機構に拠って樹立された最初の武家的政権たる平氏の後を追って、惣領制及御家人組織の上に立つ進歩的新機構を以て鎌倉幕府を創設するに至った。

第二節 第二期院政と鎌倉源氏政権

東国行政権を得た頼朝は侍所・公文所・問注所を設置して簡素な武家政治を開始したが、義仲滅亡後復活した院の勢威を警戒し

つゝ着実に布石し、院が平氏には義仲を、義仲には頼朝を咬み合せて其の上に安座する政策を再び頼朝と義経との間隙に利用しようとした破綻を突いて、文治元年⁽⁴³⁾に公領莊園の別無く全国平均守護地頭設置の権を獲得して幕府の基礎を不動のものにした。大犯三箇条⁽⁴⁴⁾に権限を有する守護制度は国衙機構への合法的喰込の橋頭堡となり、警察権・徵稅権・下地管理権・段別五升の兵糧米徵收権等を持った地頭⁽⁴⁵⁾の設置は、御家人組織を通じて頼朝の政権を全国的なものに育成して行ったのである。

かくて名主百姓層は莊園領主側と地頭側の二重支配の中に其の地位を置く様になったが、莊園領主側の間接支配及年貢徵收のみ目的とするに對して、地頭側の在地性による直接支配及年貢徵收はもとよりであるが、直接に人民を封建的に組織化しようとする努力は両者の絶間無き斗争を経て、次第に後者の勝利に歸し、やがて一國支配の所領をつくりあげる方向へと動いて行った。

當時院は古代勢力の頂点に立って居り、猶相對的に強大であったので、遂には五畿七道の兵糧米の免除を実現せしめた⁽⁴⁶⁾のであるが、是は幕府の半古代的性格に基づく弱さの然らしめるものでもあった。頼朝は亦院が奥州に逃れた義経と連絡のある事を知って、遂に奥州を平定し⁽⁴⁷⁾武力的な全国統一を完了させた。又九条兼実・西園寺公経等を通じて院の動向を察知し、後白河院の崩後征夷大將軍補佐⁽⁴⁸⁾の希望を果して後、院側の権力が村上源氏土御門通親を経て直接後鳥羽院に繼承⁽⁴⁹⁾される様になるまでは朝暮關係は表面的には比較的平穩無事を保って居た。此の間後鳥羽院による倒幕の準備は着々進んだが院は先づ新に西面の武士を置き、

又僧兵勢力を味方に入れる等してやがて頼朝の薨後相次ぐ幕府内部の叛乱⁽⁵⁰⁾等によって其の勢力を評価誤算して承久の乱を起したのであるが、其の一件に敗北するや茲に院政々権は幕府政権との比重を逆転する様になって行った。京方に味方した公家・武士の所領三千余箇所の没収で院側は再び起つ能はざるに至り、地頭の大量設置によって全国は幕府権力の及ぶ所となり終つたのである。

第六章 第三期院政と鎌倉北条政権

第三期院政は、次第に半古代的性格を脱して武家政権として純化して行った鎌倉幕府後半期に於ける後高倉―後宇多院政の期間であつて、此の間鎌倉に於ては源氏独裁政権の対立物として生れた北条氏の合議制による執権政治が展開し、御成敗式目の制定⁽⁵¹⁾によって武家政治に於ける法治主義が確立したが、蒙古襲来の事あつて以降は再び北条氏専政体制へと移行するに至つた。惣領制の解体と酒屋・土倉・借上等貨幣經濟高利資本家の經濟圧迫等による御家人の窮乏化は、徳政令⁽⁵²⁾を以てしても救済するに至らず、他方地頭側の領家側下地の侵略は絶間無い訴訟を惹起し、遂には地頭請・下地中分方式による解決法も案出されたが、それすらも追付かない程の勢になつて行った。又一方、悪党⁽³⁹⁾の名を以て記録される中小名主層は武力を貯えて小野伏団となり、動乱を利用して中央政界とは別個に自在に活躍して古代政権の根底を侵蝕改変させて行きつゝあつた。

かゝる間に後嵯峨院の素志と遺詔⁽⁵³⁾は、皇統に大覚寺統と持明院統の二派を生じ、その結果皇位の最終決定権は幕府に握られる

様な始末を来して、幕府の朝政監視と操縦策、皇統両派の対立抗争、関東申次西園寺氏の策動と三者相俟つて院政々権の力は頗に振はざるに至る。幕府による兩統迭立の案と文保和談⁽⁵⁴⁾は一応其等の総決算であつた。然し第三期院政も未だ相当の經濟的基盤を温存していたので幕府の徳政令に倣つて再三荘園体制の維持と荘園領主の保護救済の爲に徳政令⁽⁵⁵⁾を發布し積極的に其の保護育成に當つた。かゝる背景下に後醍醐天皇は文保二年に踐祚されたが、天皇は倒幕と天皇親政による律令制古代国家への復帰を理想とされ、そして其の影響もあつてか、後宇多法皇による院政はやがて中止⁽⁵⁶⁾されて、茲に治天の君と天皇とは同一体となつた。結果的には(一)皇室領の武士として長く古代国家権力の直接支配下にあつたもの、(二)非御家人として百五十年幕府の圧迫下にあつたもの、(三)承久・宝治・弘安の乱の結果北条政権に圧迫せられたもの、(四)地域の封建的支配体制を指向する個人的利害のみを以て集散する悪党的武士団の活躍、(五)新田・足利等の有力御家人の寝返り、等によって其の理想を実現し得て建武中興を見るに至つたが、其は土地国有制に裏付けされぬ理念的律令制国家であつた爲に、二条河原落書⁽⁵⁷⁾に見られる様な困亂を惹起して三年を経ずして中興政治は破綻し南北朝時代に突入して行った。北朝はやがて武家の單一政権と化し、六十年の争亂を経て古代政権としての南朝は完全に屈服した。然し其の天皇親政思想即律令制国家思想⁽⁵⁸⁾土地国有思想は南北朝合体の条件⁽⁵⁸⁾の中に例え其れが実現されなかつたとは云え、「諸国々衙丞皆可爲御計候」と云う語中に輝いて

第七章 院政々権の経済的基盤

十一世紀の荘園が政治的権力を媒介として権門勢家に寄進する事によって成立したものである以上寄進した本所・領家の政治的権力が弱まれば、更に他の権勢家に寄進されるのは当然であつて、例えば肥後国鹿子木荘⁽⁵⁹⁾・大和国檜牧荘⁽⁶⁰⁾・丹後国吉田荘⁽⁶¹⁾・尾張国小弓荘⁽⁶²⁾・備前国鹿田荘⁽⁶³⁾等は其の好例である。即ち荘園領主の権門家への接近は其の勢を仮らんが為であり、その目的は自己の所領を他の横妨から守る為であり、更に具体的には鹿子木荘の寄進の例に見る様に国衙の妨を免れんが為であつた。又藤原氏の氏寺たる興福寺の所領等⁽⁶⁴⁾を見ても、受領層と権門貴族層との対立は分明であるが、院政々権の経済的基盤は此等の間隙を利用して確立されたものである。即ち摂関家にまさる権力の所在を示す事によって寄進地系荘園が院に集中する結果、皇室の経済的基盤が強固になり、摂関政治を圧倒して院政Ⅱ広義天皇親政が行える様になる事は、同時に受領層にして見れば権門貴族の荘園を整理する事が自己の国司職を一つの利権視していた考え方と一致する結果、院政々権は全面的に受領層の支持を得る様になつたのである。従つて律令制による国司受領層を其の政治的階級的地盤とした院は、律令制の頂点に立つ天皇制を全廃して院政に切替える事は出来なかつた訳である。

皇室領は以前からも多小にかゝわらず存在し、一時経済面から天皇制が解体する危険性もあり、摂関時代に天皇と云う地位其のものに附属する半公半私的財産の制度が作られた⁽⁶⁵⁾程であるが、

今や院政時代に入つて、荘園は常に荘園整理令を發する主体に向つて結果的には集中され、院は他の権門・勢家の荘園整理をよそに莫大な荘園を所有するに至つた。そして皇室は天平時代に比肩し得る黄金時代を迎えたのであつた。只夫れ天平時代との相違は前者が土地国有制の上に立つ繁栄であつたのに対して、後者が土地私有制の上に立つ繁栄であつた点にある。かくして集中した荘園は今日の私の研究によれば次の通り⁽⁶⁶⁾になつてゐる。然し実際には更に多かつたものと推定されるのである。

- 1 国衙領Ⅰ甲斐・美濃・越前・因幡・播磨・備前・讃岐、
- 2 長講堂領Ⅰ百拾五荘、3 八条院領Ⅰ百式拾荘、4 後白河院領Ⅰ六拾四荘、5 七条院領Ⅰ四拾七荘、6 後宇多院領Ⅰ九拾六荘、7 室町院領Ⅰ八拾三荘、8 龜山院領Ⅰ四拾六荘、
- 9 安樂寿院領Ⅰ六拾六荘、10 歎喜光院領Ⅰ三十九荘、11 白河院領Ⅰ三十二荘、12 鳥羽院領Ⅰ三十八荘、13 法金剛院領Ⅰ三十八荘、14 六勝寺領Ⅰ三十一荘、15 新熊野社領Ⅰ三十六荘、16 最勝光院領Ⅰ二十五荘、17 興善院領Ⅰ二十荘、18 頼長没官領Ⅰ二十二荘、19 後鳥羽院領Ⅰ十七荘、20 蓮華王院領Ⅰ十七荘、21 待賢門院領Ⅰ美福門院領Ⅰ以上からの引継領・金剛勝院領Ⅰ蓮華光院領Ⅰ歎喜寿院領Ⅰ鳥羽法住寺領Ⅰ新日吉社領Ⅰ親範没官領Ⅰ宣陽門院領Ⅰ建春門院領Ⅰ殷富門院領Ⅰ蓮華心院領Ⅰ淨金剛院領Ⅰ弘誓院領Ⅰ百蓮院門跡領Ⅰ宝樹院領Ⅰ恩徳院領の計九拾式荘

合計Ⅰ国衙領七国、荘園千四拾四荘

註(1) 玉葉、建久元年十一月九日条

- (2) 吉村茂樹「上皇政治の実相」(新日本歴史)「院政の成因について」(日本歴史第十号) 参照
- (3) 長寛勘文
- (4) 奥野高広「皇室御経済史の研究」参照
令義解全篇参照
- (5) 田令 賦役令参照 井上光貞「部民の研究」(日本古代史の諸問題) 参照
- (7) 田令 「凡田六年一班云々 神田寺田不在此限、謂此即不稅田也、縦有崩埋侵食不可更復加授也」
- (8) 続日本紀 慶雲三年三月条
- (9) 同 「閏四月乙丑太政官奏曰云々、食之為本、是民所天、隨時設策、治國要政、望請、勸農積穀、以備水旱、仍委所司、差糶人夫、開墾膏腴之地良田一百万町、其限役十日云々」
- (10) 同 「養老七年四月辛亥、太政官奏、頃者、百姓漸多、田地窄狹、望請、勸課天下、開闢田疇、其有新造溝池、當開墾者、不限多少、給伝三世、若逐旧溝池、給其一身、奏可之」
- (11) 同 「天平十五年五月廿七日、乙丑、詔曰、如聞、墾田依養老七年格、限滿之後依例收授、由是、農夫怠倦、開地復荒、自今以後、任為私財、無論三世一身、悉咸永年莫取云々」
- (12) 同 和銅五年正月詔
- (13) 同 天平宝字三年五月詔
- (14) 大日本古文書 天平六年出雲国計会帳、神龜三年山城国出雲郡雲上里雲下里計帳、参照

- 日本古代社会史の研究(北山茂夫「奈良時代の農民問題」)
- (15) 今井林太郎 「日本莊園制論」藤間生大「日本莊園史」石母田正「中世的世界の形成」
- (16) 石井良助 「天皇」
- (17) 後三条天皇の延久の莊園整理令によって記録莊園券契所を設置して其の整理を強行し、藤原氏の莊園も其の例外たり得なかつた。(竹内理三「貴族政治と其の背景」)
- (18) 例えば藤原氏の榮華を極めた最後である後三条天皇即位の年と白河院政の中期である長治年間を例にとって見れば、前者に於ては公卿総数二十四の内藤原氏十五であるに對し、長治年間に於ては総数二十四の内源氏十二、大江氏一、藤原氏十一となつてゐる。(竹内理三「貴族政治と其の背景」)(新日本史大系第二卷所収)
- (20) 百鍊抄 「延久元年二月廿三日、可停止寛徳二年以後新立庄園、縦雖彼年以往立券不分明、於國務有妨者、同停止之由宜下、閏二月十一日、始置記録庄園券契所、定寄人等」
- (21) 祿令参照(位田、職分田、職封、功封、位封、季祿、馬料、月料、臨時の賜物等)
- (22) 延喜二年、永観二年、宣徳二年、天喜三年等の整理令
- (23) 愚管抄、今鏡、(例えば絹布の制、沽価の法、量衡の制、官吏登用等)
- 吉村茂樹「後三条天皇」(新日本歴史、天皇親政の実相所収)
- (24) 玉葉、永安三年十一月十二日の条 「天下之地悉為一家之領、公領無立錐之地歟、可悲之世也」(小右記、万寿二年七月)

月十一日の条」と共に度々引用せられる。

②⑦ 吉村茂樹「後三条天皇」前掲書

②⑧ 中右記、嘉承二年七月十九日の条「叙位除目御意所及、為先道理、只恨時世及末、天下頗乱、但偏非一人之咎歟、法皇已在、世間事相分両方之故也」

愚管抄、卷四「堀河院御成人、後二条殿又殊ノ外ニ引ハリタル人ニテ、世ノマツリコト、太上天皇ニモ、大殿ニモ、イトモ申サテセラルコトモマジリタリケルニヤトソ申メル」

本朝世紀、康和元年六月二十八日条「師通、受性密達、母賢愛士、以仁施人、以德加物、云々、嘉保、永長間天下肅然」

②⑨ 台記、久安六年九月二十六日「攝政者天子所授」云々

中右記、大治四年七月十五日条「政出自觀慮、全不依相門」云々、殿曆、永久六年壬九月十五日条、長秋記、長承二年六月二日条、中右記、大治六年七月二十三日条

③① 林屋辰三郎「院政々権の歴史の評価」歴研一四九号

③② 愚管抄「延久ノ記録所トテハシメテヲカシタリケルハ云々スナハチ宇治殿ノ時一ノ所ノ御領御領トノミ云テ、庄園諸国ニミチテ受領ノツトメタヘガタシナド、云々」

③③ 台記 康治三年正月一日条参照（美福門院も頼長より諸大夫女と蔑視されている）藤原魚名より出た末茂流はこの代表的なものである。（中右記 長承二年八月十九日条、台記 天養二年二月廿五日の条等参照）

③④ 中右記 元永元年正月十日条「今夜補藏人一人 藤原家長、朝臣男、院判官代、但馬守家保、今夜先補判官代、藤原顕輔十一才、同惟方十一才、同隆

季七才、同光隆七才、同家明八才等は皆院判官代より出て六位藏人に補されている中右記 天永二年十月二十五日条「抑忠隆者、伊与守基隆朝臣二男、院判官代也、但年十才、幼少無極、加之無受領、本官又無成功、只依殊寵偏浴大恩也、十才三人初任丹波、古今未有此例、人々皆敢不出口歟」

③④ 近江・美濃・尾張・加賀・越前・但馬・丹波・丹後・美作・播磨・備前・備中・備後・阿波・伊予等の諸国の称である中右記 天仁元年正月二十四日条「受領十五ヶ国之中、修院之輩七人、多任熟国」

③⑤ 藤原冬嗣のあとである高藤流の為房の系統から六人補されている。勅修寺流とも称されている。

③⑥ 中右記 天仁元年正月十九日条 義親誅滅の一件も其の一例である。

③⑦ 平家物語 「日本秋津島はわづかに六十六箇国、平家知行の国三十余箇国、既に半数を超えたり、其外莊園、田畠幾数と云うを知らず、綺羅充滿して堂上花の如く軒騎群集して門前市をなす。揚州の金、荊州の珠、吳州の綾、蜀江の錦、七珍八宝一つとして欠けたる事なし」

③⑧ 玉葉 治承三年十一月十五日の条（法皇、重盛の越前国を収公したるに對し行はれたるクレーダーを指す）

③⑨ 伊予国弓削島莊（東寺百合文書）和泉国大島莊（田代文書）播磨国大部莊、伊賀国黒田莊（東大寺文書）備後太田莊（高野山文書）安芸沼田莊（小早川家文書）等の中に類見する。

④① 玉葉 治承五年七月二十一日条「廿一日未雨下伝聞、播磨

国、又有平国司之者云々、凡外畿諸国皆以如此云々。

- (41) 玉葉 寿永二年十月(大)二日条「或人云、頼朝所申之三ヶ条事、一は平家所押領之神社仏寺領、儘如本可付本社本寺之由、可被下宣旨、平氏滅亡為仏神加之護之故也云々、一は院宮諸家領、同平氏多以唐掠云々、是又如本返給本主、可被休人怨云々、一は帰降参来之武士等各有其罪、不可被行斬罪、其故何者、頼朝昔雖為勦勤之身、依全身命、今当伐君御敵之任、今又落参輩之中、自無如此之類哉、仍以身思之、雖為敵軍、於帰降之輩、寬宥罪科、可令存身命、云々、此三ヶ条載折紙言上云々、一々之申状、不齊義仲等歎」

- (42) 玉葉 寿永二年閏十月十三日条「抑、東海東山、北陸三道之庄園、国領如本可領知之由、可被宣下之旨、頼朝申請云々」の申入に依じて発せられる宣旨に、次の如く明言させて東山、東海両道に対する頼朝の事実的支配を政治的に認めさせたのである。北陸道は「依恐義仲」除外された。「先日宣旨曰、東海東山道等庄土、有不服之輩者、触頼朝可致沙汰云々」

(同十月廿二日条)

- (43) 玉葉 文治元年十一月廿八日条「頼朝代官北条丸、今夜可謁経房云々、定示重事等、又聞、件北条丸以下郎従等、相分賜五畿山陰山陽南海西海諸国、不論庄公、可宛催兵糧、段別五升非管兵糧之催、惣似可知行田地云々、凡非言語之所及」
玉葉 同十一月廿九日条「伝聞、昨日、法皇被仰遣之趣、重被達攝政、今度ハ直以勅定被仰云云」
吾妻鑑 「文治元年十一月廿八日了未補任諸国平均守護地

頭、不論権門勢家庄公、可宛課兵糧段別五升之由、今夜北条殿、謁申藤中納言経房卿云云」

同 「廿九日戊申北条殿所被申之諸国守護地頭兵糧米之事、早任申請可有御沙汰之由、被仰下之間、帥中納言被伝勅於北条殿云云」

- (44) 謀叛、殺害人、大番催促(法学協会雜誌六九三一、石井良助「大犯三箇条」参照)

(45) 安田元久「新補地頭に関する一考察」史学雜誌五七ノ五、中田薫「鎌倉時代の地頭職は官職に非ず」法制史論集二、牧健二「守護地頭」岩波日本歴史等参照

(46) 吾妻鑑 文治二年二月二十八日条「廿八日丙子、被申京都条々有其沙汰、治定云々、一仰五畿七道諸国庄園免除兵糧米未進可令安堵土民事、依此米催事、民戸殊費、於今者、殆無乃貢運上計之由、頻有領家訴之間、及此儀、然者、賦遣使者可触廻之由、可被仰北条殿者」

(47) 吾妻鑑 文治五年四月廿日条「甲午、奥州追討裏、法皇雖御坐天王寺、為藏人大輔定経奉行、去九日、於禁裏、有其沙汰、仍帥中納言得其仰調、所被書下御教書也」云云
同 七月十九日条(奥州進発)同 九月八日条(頼朝遺書於京都報奥州平定事)

(48) 吾妻鑑 建久三年七月廿日条「廿日庚寅、大理飛脚参着、去十二日任征夷大將軍給其除目、差勅使、欲被進之由、被申送云云」

(49) 建仁二年十月二十一日、土御門通親薨(公卿補任)

(50) 梶原景時の叛乱(正治元年十二月)奥州芝田氏の叛乱(同)城長茂の乱(建仁元年一月)阿野全成の謀叛嫌疑事件(建仁三年五月)等、つゞいて北条時政の陰謀(元久二年七月)源実朝の暗殺(承久元年正月)等起る。

(51) 貞永元年八月制定、五十一箇条「一、可修理神社、専祭礼事」に始まり「一、帶問状、御教書、致狼籍事」に終る。社寺關係、守護地頭の権限に關するもの、所領知行關係、刑事關係、所領讓与關係、訴訟手続等について規定してある。

北条泰時の消息「雑務御成敗の間、おなじていなることも、つよきは申とおし、よわきはうつもるゝやうに候を、随分にせいこうせられ候へとも、おのづから人にしたがうて、軽重などのいでき候はんずらんために、かねてしきちよろをつくられて候」云云

(52) 永仁の徳政令(東寺百合文書、康永四年九月下久世百姓等陳状)

「關東御事書法、一、質券売買地之事、右於地頭御家人之買得地、守本条、過二十箇年者、本主不及取返、至御家人并凡下輩之買得地者、不云年紀遠近、本主可是取返」以下云云
 文永四年十二月にも発令されている。

(53) 星野恒「兩統の迭立」(史学雑誌九の四、八、一〇、一一)

三浦周行「鎌倉時代の朝幕關係」(日本史の研究所収) 參照
 花園天皇宸記 文保元年五月十八日条「裏書、今日密々聞、去夜東使向北山第、進文宮事書云、未來儲君事、可為後二条院一宮、其後可為新院宮云云、此子細頗不得心、天運以凡慮

計申之条、恐存之由申之処、忽定儲君事如何、首尾不相應歟、又如此一朝重事兼披露、頗似輕忽、最辺鄙人執事之所致歟、近年東風頗有若亡、關東當時無人之故歟、抑此間種々荒説、万端、不可敢記尽而已」

(56) 元享元年十二月九日(花園天皇宸記、神皇正統記、増鏡參照) 村田正志「天皇親政の実相」新日本歴史所収

(57) 建武年間記 「建武元年八月、是月、口遊去年八月二条河原落書云云元年、此比都ニハヤル物云云」

(58) 帝室制度史所収「御合駢事、連々以兼照卿申合候之処、入眼之条珍重候、三種神器可有歸坐之上者、可為御護國之儀式之旨得其意候、自今以後兩朝御流相代之御讓位今治定候畢、就中、諸国々衛悉皆可為御計候、於長講堂領者、諸国分一口可為持明院殿御進止候、以此等趣、吉田右府禪門相共可有執候、御入洛之次第等猶申合兼照卿候、可得其意候哉、恐々謹言、明徳三、十一月十三日、義滿、阿野前内大臣殿」

(59) 東寺百合文書 長寛二年十二月廿七日付のもの
 「中原親貞解申請領家政所裁事、請被殊蒙鴻恩恩子木御莊預所職次第云云、相伝如此、而高方之時、為停止國衛之非法去應徳三年冬比相見調度文書奉寄進下貳殿御領畢、云云」

(60) 東寺百合文書 建久九年八月廿六日付、同建久九年十月日付、同貞応三年正月日付

(61) 東寺百合文書 文治二年十月十六日付

「八条院下、丹後国大内卿吉岡莊、可以女房并局、為預所職事、右莊者為弁局相伝私領、於本所職者、為断後代牢籠、

寄進八条院畢、云云」

(62) 良縁系図曰「正曆年中始寄進本家於法成寺云云」(莊園志料五七一頁)

(63) 興福寺緣起(莊園志料一一一五頁)

(64) 小右記 治安三年五月廿日条「伝聞、今日関白於高陽院立講演仁王経、山階寺僧綱皆申故障不參云云、事有由緒、其故老当時長者、不被勞寺家、所謂庄園、国々司等悉取公、地子不納、頻雖令愁申、一切無承引、他事変亦々如此」云云

(65) 三条天皇が一品の宮に其の所領の三条院と冷泉院を譲らうとした時の道長の言葉「昔より御門の御領にてのみさぶらふ

ところを、いまさらに、わたくし物になり侍らむは、便なき事なり、おほやけものにて候ふべきなり」(大鏡) ついで著者は「されば、代々のわたり物にて、朱雀院とおなじ事に侍るべきこそ」と結んでいる。但し、何時頃から設定されたものか明かではない。

(66) 清水正健「莊園志料」八代国治「莊園目録」吾妻鑑、東寺百合文書、高野山文書、東大寺文書、小早川家文書、田代文書等によつて国別に、又院政の第一期、第二期、第三期別に分類して集計した院政々権下御領莊園一覽表による。